

歴史に見るアイヌ先住権 江戸時代の幕藩制国家とアイヌ民族

東北学院大学名誉教授 榎森 進

北大開示文書研究会第2回学習会

「イチからわかるアイヌ先住権」

日時：22年1月23日〈日〉

ZOOM会場：かでの2・7「研修室」

(1) 幕藩制国家の成立と松前藩・アイヌ民族。

①松前氏宛將軍の領知黒印状・朱印状の内容から見た「蝦夷島」の南端に成立した松前藩の性格とアイヌ民族の国家的位置。

日本全国の各大名宛領知黒印状・朱印状は、各大名の存立基盤を保証した基本的文書。將軍の代替わり毎に各大名に発給された。その大部分は「朱印状」。

★慶長9年（1604）松前氏宛徳川家康黒印状。（將軍の黒印状はこの時のみ）。

定

1、諸国より松前へ出入りの者共、^{しまのかみ}志摩守に^{ことわ}相断らずして、^{えぞにん}夷仁と直ニ^{つかまつり}商売仕候儀、
^{くせごと}曲事たるべき事。

1、志摩守に断り無くして渡海せしめ、^{きつとごんじょう}賣買仕候は、^{きつとごんじょう}急度言上致すべき事。
^{つけたり}付、^{えぞ}夷の儀は、^{いずかた}何方へ^{おうこう}往行候共、^{えぞ}夷次第致すべき事。

1、^{にん}夷仁に対し^{ひぶん}非分申し懸けるは、^{ちようじ}堅く停止の事
^{もしいはい}右条々若違背の輩に於ては^{げんか}嚴科に^{よつてくだん}処すべき者也、^{よつてくだん}仍件の如し。

慶長九年正月廿七日 （家康黒印）

松前志摩守とのへ
(北海道博物館所蔵・松前家文書。読み下し文)。

將軍の各大名宛領知朱印状の内容は、一般に宛行の対象となる地域の国名・郡名とその合計石高が記され、更に宛行^{あてが}う「領知」の国名及び郡名の石高と各郡別の村名及び合計の石高を記した^{りようち}「領知目録」が発給されたが、上記のように「松前志摩守（松前藩の初代藩主となった松前慶広）」宛家康黒印状（2代將軍徳川秀忠以降は、朱印状）には、宛行の対象となる国名・郡名とその総石高が記されていず、文書様式が「定」^{さだめ}で始まる法令文書様式の黒印状・朱印状であるところに大きな特徴がある。寛文4年（1664）4月5日付で、時の將軍徳川家綱が全国の諸大名に「領知」を安堵^{はんもつ}する判物（「花押」のこと。10万石以上）・

朱印状（朱肉で押した印、10万石未満）を一斉に発給（これを「寛文印知」と言う）したが、この「寛文印知」には、「定」形式の朱印状は、松前氏（第4代藩主・松前高広）宛のもののみである。（国立史料館編『寛文朱印留』東京大学出版会、1980年）。
 例えば、盛岡藩主・南部重直宛領知判物・目録の内容は、以下の通りであった。

陸奥国北郡・三戸・二戸・九戸・^{かづの}鹿角・^{へい}閉伊・^{しわ}岩手・^{ひえぬき}志和・^{わが}稗貫・和賀所々拾万石
もくろくべつしにあること
 目録別紙在事、寛永十一年八月四日先判之旨任、之を宛行訖、全領知令可者也、
よってくだん ごと
 仍件の如し。

寛文四年四月五日 御判（「花押」のこと）

^{やましろのかみ}
 南部山城守とのへ

（読み下し文）。

（「領知目録」の内容（各郡毎の村名と合計石高を記す）。

（注）南部氏宛領知判物の内容が、このようなものになったのは、幕藩制社会の基本的な経済的基盤が農業、とりわけ稲作農業にあったことによる。

②上記の松前氏宛家康黒印状の歴史的意味。

第1条は、松前氏のアイヌ交易独占権を謳ったもの。

第2条は、松前氏の「松前」に入港する船舶に対する課税権を謳ったもの。

第2条の「付」は、アイヌは何処へ行っても、自由であることを謳ったもの。

第3条は、アイヌに対する「非分」行為の禁止を謳ったもの。

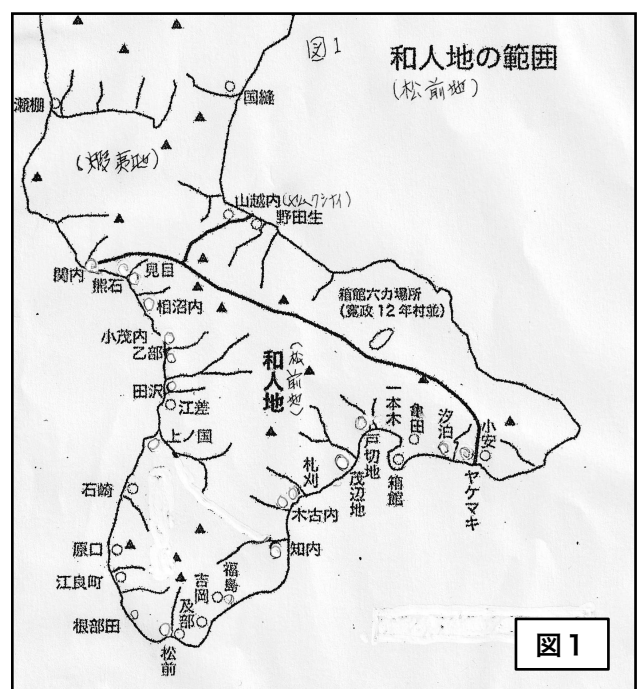
◎上記の内、第2条の「付」の文言は、時の幕藩制国家がアイヌを「幕藩制国家の外の人々」と位置づけていたことを示している。

③「蝦夷島」の地域区分体制とその意味。

→資料の図1「和人地（松前地）の範囲」を参照のこと。

松前藩は、寛永年間（1624～164

3）、「蝦夷島」を渡島半島南端に所在する城下町「松前」を中心に、西は江差村（湊）の北部にある「熊石村」から東は、箱館村（湊）の東部にある「亀田村」に至る地域を「和人地（松前地）」と称し、この地域以北の「蝦夷島」の地域を化外の民である「蝦夷」としてのアイヌが居住する「蝦夷地」と称して、二つの地域に区分し、「熊石村」と「亀田村」の両地に番所を設置して、人物の往来を厳しく取り締まった。但し、寛永10



年（1633）には、幕府巡見使が東は「汐首村」まで見分しているのので、「和人地（松前地）の東端は、寛永10年までには、既に「汐首村」まで拡大していた。

また、城下町「松前」の東側にある「及部村」から「汐首村」に至る地域を「東在」、西側の「ねぶた村」から「熊石村」に至る地域を「西在」と称し、松前藩の「領民」の「しゅうもん人別改帳」（近現代の「戸籍簿」に相当する）を城下町「松前」と同地を中心にした「松前地」内の各「村」に置き、宗門改めは、毎年漁期が終了した9月に行った。

（参考）

「当地百姓の儀は、春より方々漁場江罷越し、秋に至り集申し候、これにより年々九月町・在々別而入念宗門改め申し候」（享保2年『松前蝦夷記』）。

その後、寛政11年（1799）、幕府が「東蝦夷地」を仮上地すると翌寛政12年（1800）、幕府は渡島半島の噴火湾沿岸部の「箱館付六ヶ場所」（小安戸井・尻岸内、尾札部・茅部・野田生の6場所）を「村並」（「松前地」の「村」に準じた扱いをすること）とし、「ヤムクシナイ（山越）」に「番所」を設置したので、「松前地」は事実上渡島半島の「熊石村」から「ヤムクシナイ（山越）」に至る地域となった。

こうした地域区分体制は、原則として明治2年（1869）7月まで続いた。

○「郷帳」から見た江戸時代の「蝦夷島」（現「北海道島」）の姿。

「郷帳」とは？→「郷村高帳」の意で、幕府の勘定所が「国絵圖」と共に編集した国毎の郷村高帳（村毎の貢納石高を列記し、郡・国毎にそれぞれ村数・石高の合計を記したもので、全国の収納高を明確に把握する財政上の基礎台帳。したがって、「領知」関係の記載は無い。「正保郷帳」・「元禄郷帳」・「天保郷帳」の3種有り。

◎元禄「松前島郷帳」の記載内容。（国書刊行会編『續々群書類従・第九』）。

先ず、「松前より西在郷并蝦夷地之覚」として「ねぶた村」から「くま石村」の次ぎの「ほろむい村（熊石村の北側の地名）までの44カ村の「村名」を記し、「小島」・「大島」・「おこしり島（奥尻島）」を記した上で、「是より蝦夷地」として「うすべち（大成町の内）」から「ばっかいへ（稚内市の内）」に至る41地名、「是よりそうやの内」として「つさん」・「のつしやむ」・「そうや」の3地名、「離島之分」として「へうれ（天売島）」・「りいしり（利尻島）」・「れぶんしり（礼文島）」・「いしよこたん」の4地名を記している。

次いで、「松前より東在郷并蝦夷地之覚」として、「およべ村」から「汐くひ村」に至る37カ村の「村名」を記し、「是より蝦夷地」として「はらき（戸井町の内）」から「つうへち」に至る61地名を、次いで「くるみせ島の方」（クリル諸島の方）として、「いるる」から「こくめつら」に至る34地名を、次いで「いしかりよりいふつ（勇払）までの蝦夷居所」として「ぬまかしら」から「夕べち」に至る13地名を、最後に「からと島」（唐太島）

として「うつしやむ」から「あゆる」に至る21地名を記した上で、「人居村数」81ヶ所、「蝦夷人居所」140ヶ所、「惣島数」48ヶ所、「田地高御座無く候」と記している。この「元禄郷帳」の名称が「松前島郷帳」となっているのは、時の松前藩主「松前志摩守（第5代藩主・松前矩広^{のりひろ}）」が幕府に提出した内容を記したものであることによる。また、松前藩領である「東西両在郷」の「村」に石高が記されていないのは、松前氏の経済的存立基盤がアイヌ民族との交易の独占権と「松前地」の湊に出入りする船舶に対する課税権で、松前氏は、「石高」の無い、「無高の大名」であったことによる。そのため、「田地高御座無く候」と記している。それでも、「東在郷」・「西在郷」の「村」名が記され、「蝦夷地」は「蝦夷人居住」の「地名」のみであるところに留意しておきたい。以上の諸事実は、次のことを示している。

- (a)松前藩の「領民」である「和人」の居住地としての「東西在郷」が所在する「松前地」と「蝦夷」としてのアイヌ民族が居住する「蝦夷地」とは、その性格が根本的に異なっていたこと。
- (b)松前藩の「領民」は、和人のみであり、アイヌ民族は「領民」では無かったこと。
- (c)江戸時代の「蝦夷島」は、渡島半島部の「松前地」だけが松前藩の「領知」であったこと。従って、この「松前地」のみが日本国の「領知」であったこと。

（註）資料の「図2」を参照のこと

ドイツ人の外科医・博物学者エンゲルベルト・ケンペルが元禄3年（1690）長崎出島のオランダ商館に医師として赴任し、翌年まで滞在、帰国後、『日本誌』を著したが、1727年（享保12）、その英訳版“The History of Japan”が出版された。同書記載の「日本地図」中の現「北海道島」を「松前MATSVMAI」と「夷□JESOGASIMA」の2島に分けて描いている。「蝦夷島」の「蝦夷」なる漢字を理解できなかったせいも、「蝦夷」の漢字が誤っているが、「松前MATSVMAI」なる島は「松前地」を、「夷□JESOGASIMA」は、「蝦夷地」を描いたものと思われる。二つの地域名が2「島」として描かれているところに注目しておきたい。

図2

ケンペル著『日本誌』の英訳版“The History of Japan”(1727)

記載の「日本地図」中の「松前 MATSVMAI」・「JESOGASIMA」部分図。

(注) 現「北海道島」が「松前」と「JESOGASIMA」の2島に分かれている。



(2) 江戸時代のアイヌ社会。

① 江戸時代の前期—^{あきないば}商場知行制時代のアイヌ社会。

「^{あきないば}商場」とは、松前藩が「蝦夷地」内に設定した藩主及び上級家臣のアイヌ民族との交易の場。

「(1) いにしへより惣大将と申はこれ無く、村々に名主の如く頭立候者これ有り、支配仕り候。尤も筋目も正し候得共、大方は剛強成もの自然と頭に罷成、(2) 近年トビタケと申者に志摩守殿より国の支配申付、家来貳百人程召仕ひ、支配の蝦夷に申付、相^{そむき}背候得ば、早速志摩守殿へ注進仕候」(宝永7年{1710}、松宮観山著『蝦夷談筆記』)。

下線部分(1)から、アイヌ社会の基本単位の共同体は、「村(kotan)」で、「^{むらおさ}村長(kotan-kor-kur)」がその統治者(共同体首長)であったこと。下線部分(2)から複数のkotan(河川共同体)の長が存在していたことを知ることが出来る。また、文中の「トビタケ」なる人物は、享保2年(1717)の『松前蝦夷記』に「^{おもだち}蝦夷地の内重立たる者」として「東蝦夷地の方、しこつと云う所の者(しこつと申し候へ共、おしよこつと申所のよし)飛たけと申者頭人ニ候得共、十ヶ年以前に死、其子に雲とりはと申者、若年にこれ有り候ゆへ同所に罷在ちかべと申者頭人のよし」とあるので、これらの記録から石狩川流域から苫小牧に至る地域に複数のkotan(河川共同体)の長が存在していたことを知ることが出来る。彼等は、寛文9年(1669)の「シャクシャインの戦い」の際の「シャクシャイン」や石狩の首長「ハウカセ」のような首長か？

「^{かつ}蝦夷地年貢収納嘗てこれなく候。志摩守へお目見えに^{まかり}罷出候節、其地の産物持参致候」。「惣て宗旨と申儀これ無く、^{きりしたん}吉利支丹改^{あらためつかまつら}仕^ず候」(同前)。

→アイヌ民族は課税対象外で、宗門改めも無い。

アイヌ民族→幕藩制国家の外の人々。但し、「蝦夷地」内の各地のアイヌの首長は、松前藩主及び文化4年(1807)～文政4年(1821)、「松前・蝦夷地」全域が幕府直轄地となった時期と安政2年(1855)、東西蝦夷地と北蝦夷地が幕府の直轄地となった時期は、幕府の松前奉行及び箱館奉行に「^{おめみえ}御目見得」する義務があった。これらの「御目見得」儀礼は、前近代に於ける中国の各王朝の皇帝に対する周辺諸国の長及び各民族の首長層の^{ちょうこう}「朝貢」儀礼に相当する。

② 江戸時代後期、特に「箱館開港」以降の場所請負制発展期、幕府による「蝦夷地」の直轄期のアイヌ社会。

上記に見た「蝦夷島」の地域区分体制の成立以降における和人とアイヌ民族との交易は、松前藩が「蝦夷地」内に設定した^{あきないば}「商場」での交易を中心にしたものであった。

寛文9年のシャクシャインの戦いの基本的原因は、この「商場」におけるアイヌと和人との交易基準が干鮭^{からざけ}5束（100本）＝米2斗入れ俵1俵から米8升入れ俵1俵へと減少したところにあった。競争相手が存在しないため、交易品の交換基準を一方的に決定できたのである。

以後、アイヌとの交易米の俵は、8升入俵という小さな俵になった。これを「夷俵」・「造り俵」と称した。（本来、米1俵は、米4斗入れ俵）。

（白老町にある「ウポポイ」の「アイヌ民族博物館」の展示では、シャクシャインの戦いの基本的原因であるこうした史実を記していない）。

18世紀初頭以降、この「商場」でのアイヌ民族との交易は、和人商人による商場内での漁業生産へと変質し、それに伴い、「商場」内のアイヌ民族は、和人商人（場所請負人と称す）が経営する漁場の労働者へと変質した→場所請負制の成立。場所請負人の経営の拠点は、各場所内の運上屋（幕府直轄期は「会所」と称す）。

（註）（資料）の表1-1、表1-2、及び図3-1～図3-3を参照のこと。

場所請負制の発展に伴い、場所請負人側が場所内の有力なアイヌを「惣乙名」・「脇乙名」・「並乙名」・「惣小使」・「脇小使」・「並小使」などの役職に任命した。

◎ 安政元年12月、幕府、「日露和親条約（日露通好条約）」締結。これにより、クリル諸島の内、ウルップ島以北をロシア領、エトロフ島以南を日本領とした。

しかし、この条約は、幕府がクリル諸島及び「東蝦夷地」の住人であるアイヌ民族を無視して、一方的に締結した点で問題がある。

この時期以降、「蝦夷島」の地域区分体制は動揺するに至ったが、地域区分体制そのものは、明治2年（1869）7月まで存続した。地域区分体制が名実ともに廃止されたのは、同年8月15日、維新政府が「蝦夷島」ないしは「松前・蝦夷地」を「北海道」と改称し、11国86郡を設置すると同時に「北蝦夷地」を「樺太（州）」と改称した時である。

○ 安政2年（1855）4月、幕府が松前・弘前・盛岡・秋田・仙台の各藩に「松前・蝦夷地」の警備を命じ、次いで安政6年（1759）9月、弘前・盛岡・秋田・庄内・仙台・会津の6藩に「蝦夷地」の一部を「分与」し「蝦夷地警備」を命じたが、この時期もアイヌ民族は「課税対象外」であった。（各場所には、アイヌの「人別帳」はあるが、それは労働力を正確に把握するための「台帳」として機能していた）。

表1-1

①場所名 トカチ

請負人	福島屋嘉七	
惣村数	32カ村	
惣家数	261軒	
惣人別	1,351人	男619人、女632人
トカチ村	脇乙名	ヲトワ
	並乙名	サヌカヲク
アイヌ江売渡品	網針	1本 銭3文
	網糸	1繰 銭5文

②場所名 ホロイズミ

請負人	福島屋嘉七	
惣村数	9カ村	
惣家数	27軒	
惣人別	106人	男57人、女49人

③場所名 シヤマニ

請負人	萬屋千左衛門	
惣村数	13カ村	
惣家数	38軒	
惣人別	183人	男90人、女93人
アイヌより買入産物	干鮭	20枚 1束 銭20文
	海産物・獣皮類・他を除く	

④場所名 ウラカワ

請負人	萬屋千左衛門	
惣村数	14カ村	
惣家数	91軒	
惣人別	467人	男243人、女224人
アイヌより買入産物	鮭	20本 1束 銭20文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑤場所名 ミツイシ

請負人	小林屋重吉	
惣村数	13カ村	
惣家数	49軒	
惣人別	227人	男119人、女108人
アイヌより買入産物	干鮭	1束 銭100文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑥場所名 シズナイ

請負人	萬屋千左衛門	
惣村数	14カ村	
惣家数	127軒	
惣人別	675人	男316人、女359人
アイヌより買入産物	生鮭	1束 銭75文
アイヌ江売渡品	網糸	1繰 銭4文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑦場所名 ニイカップ

請負人	浜田屋平右衛門	
惣村数	7カ村	
惣家数	110軒	
惣人別	410人	男201人、女209人
アイヌ江売渡品	網糸	1括 銭40文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑧場所名 サル

請負人	山田屋文右衛門	
惣村数	14カ村	
惣家数	250軒	
惣人別	1,165人	男582人、女583人
ヒラトリ村	並乙名	チアリアマ
	並乙名	イニセキテ
アイヌ江売渡品	網糸	1括 銭4文
	海産物・獣皮類・他を除く	

表1-2

⑨場所名 ユウフツ

請負人	山田屋文右衛門	
惣村数	35カ村	
惣家数	229軒	
惣人別	1,146人	男581人、女565人
アイヌより買入品	生鮭	1束 錢100文
	干鮭	1束 錢40文
	アタツ鮭	1束 錢50文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑩場所名 シラライ

請負人	野口屋又蔵	
惣村数	4カ村	
惣家数	85軒	
惣人別	413人	男207人、女206人
アイヌより買入品	生鮭	1束 錢220文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑪場所名 ホロベツ

請負人	恵比寿屋半兵衛	
惣村数	不明	
惣家数	52軒	
惣人別	266人	男123人、女143人
アイヌ江売渡品	網苧	28匁 錢100文
アイヌより買入品	生鮭	1本 錢11文
	鮭アタツ	1束 錢100文
	干鮭	1束 錢100文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑫場所名 モロラン

請負人	恵比寿屋半兵衛	
惣村数	4カ村	
惣家数	46軒	
惣人別	264人	男125人、女139人
アイヌより買入品	生鮭	1本 錢11文
	鱒	1本 錢8文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑬場所名 ウス

請負人	和賀屋孫四郎	
惣村数	5カ村	
惣家数	95軒	
惣人別	481人	男257人、女224人
アイヌ江売渡品	網苧	1貫目 錢3貫680文
アイヌより買入品	生鮭	1本 錢15文
	干鮭	1束 錢100文
	鮭アタツ	1束 錢100文
	生鱒	錢100文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑭場所名 アフタ

請負人	和賀屋孫四郎	
惣村数	5カ村	
惣家数	138軒	
惣人別	593人	男332人、女261人
アフタ村	脇乙名	カムエサム
	並乙名	チマケシ
	脇小使	エカヌクン
	並小使	ホロヤンケ、ヒロクロ
アイヌより買入品	生鮭	1本 錢15文
	海産物・獣皮類・他を除く	

玉蟲左太夫著『蝦夷地・樺太巡見日誌：入北記』（北海道出版企画センター、1992年）。
 同記録では、「アイヌ」を「土人」としているが、本表では「アイヌ」と記した。
 また、「シャマニ」の場所請負人を「萬屋千左衛門」と記しているが、「萬屋専左衛門」の誤り。

図3-1

石田近則著『安政4年、東蝦夷道中細見』（榎森所蔵）
中の「東蝦夷地」主要場所のスケッチ絵図。

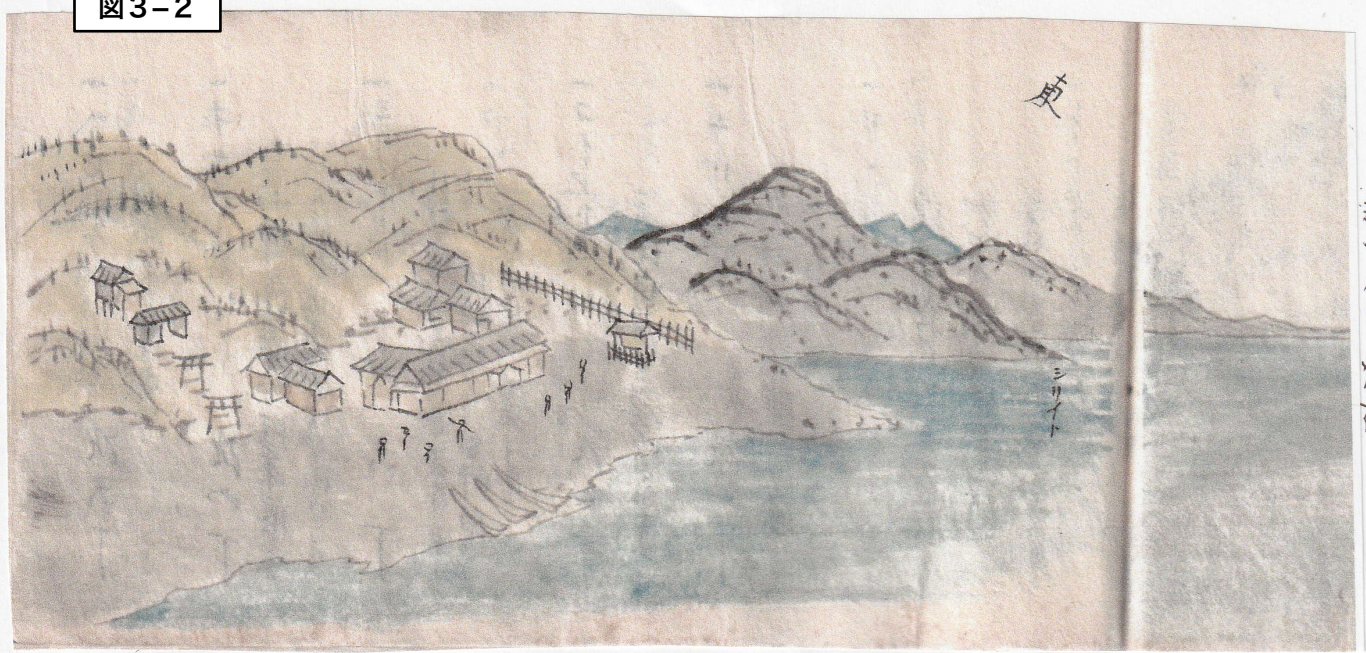


トカヤ端所

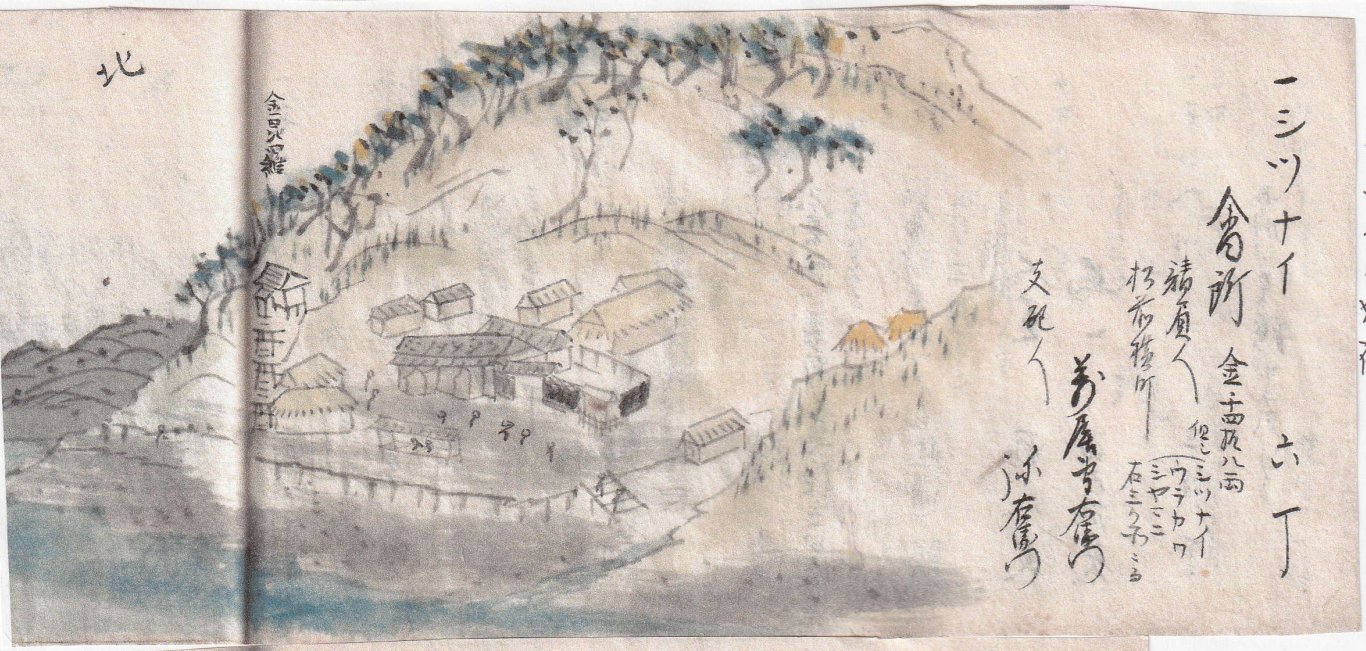


シラカフ端所

図3-2



ミツイシ沼所



ミツイシ沼所

一三ツナイ 六丁

倉所 金高八両

猪首人 但ミツイナイ
杉布務所 三ツナイ
石三ツナイ

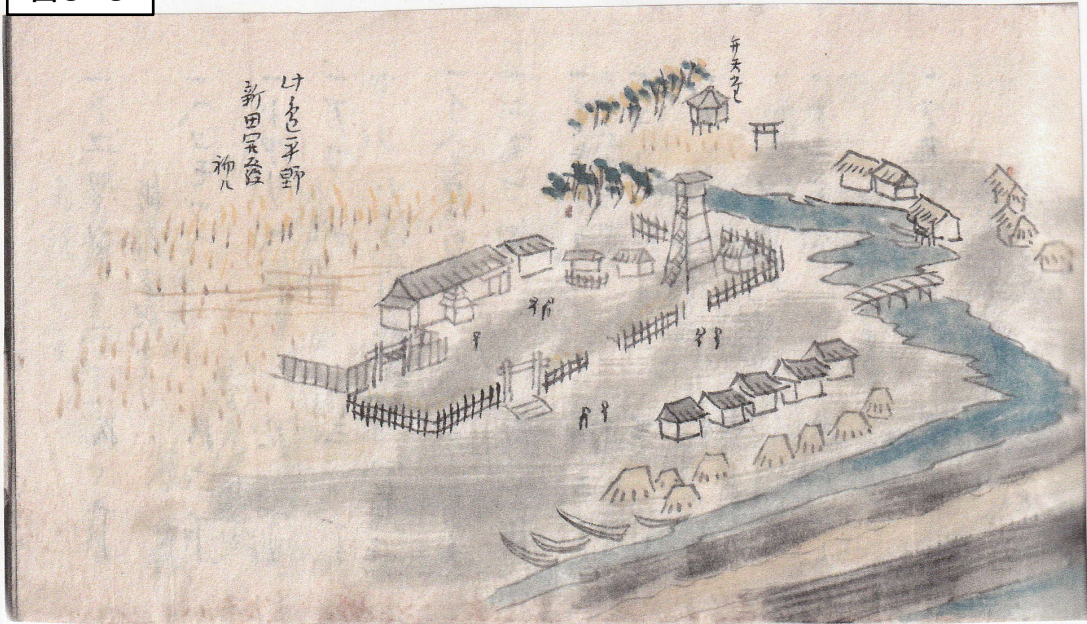
美屋寺
文死人 赤倉

金高八両



廿川沼所

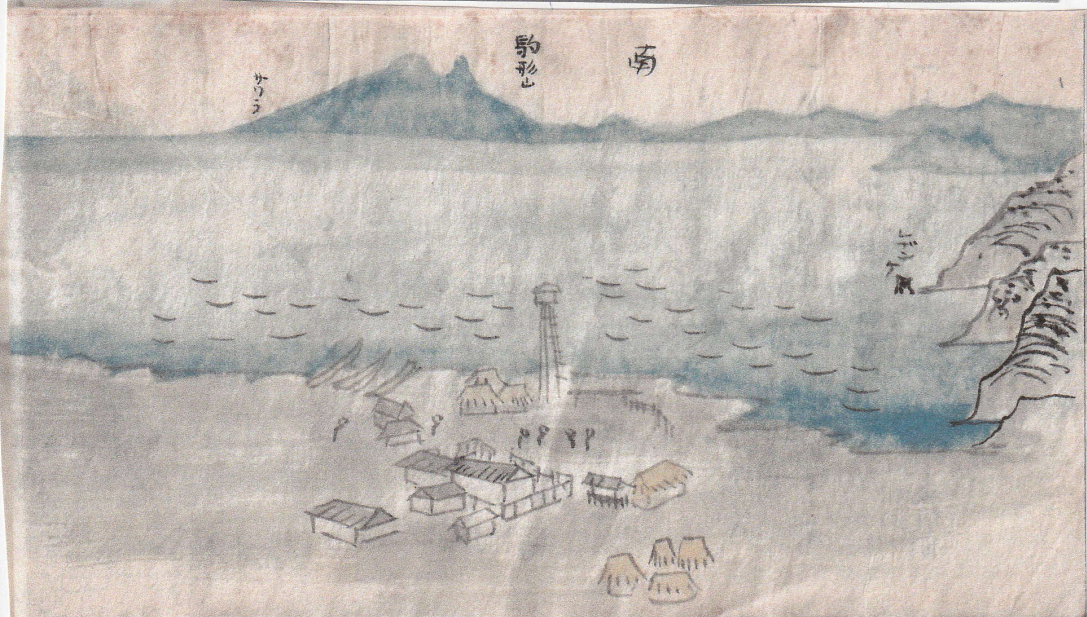
図3-3



ミシイ端所



シシイ端所



アバタ端所

○ アイヌの「自分稼ぎ」（アイヌ民族の本来的な生産活動）。→先住権の形。

（註）資料の「表1-1」～「表1-2」を参照のこと。

「自分稼ぎ」→場所請負人の各種生産のために働くのではなく、アイヌ自身の生活のためにアイヌ独自の生産活動に従事すること（アイヌ民族独自の本来の生産活動のこと）。

各場所毎の「アイヌ江売渡品」は、当該場所のアイヌが場所請負人から購入した彼等の独自の生産活動に必要とする物品のこと。（この表では、河川での漁業 {鮭鱒漁等} に必要とする物品に限定した）。

アイヌ江売渡品→「トカチ」の「網針・網糸」。「シズナイ」の「網糸」、「ニイカップ」の「網糸」、「サル」の「網糸」が目立つ。

各場所毎の「アイヌより買入産物」は、場所請負人が当該場所のアイヌから購入した漁業産物（獣皮類と海産物を除く）。

アイヌより買入品→「シャマニ」の「干鮭^{からぎけ}」、「ウラカワ」の「鮭」、「ミツイシ」の「干鮭」、「シズナイ」の「生鮭」、「ユウフツ」の「生鮭・干鮭・アタツ鮭」、「シラヲイ」の「生鮭」、「ホロベツ」の「生鮭・鮭アタツ・干鮭」、「モロラン」の「生鮭・鱒」、「ウス」の「生鮭・干鮭・鮭の・生鱒」、「アブタ」の「生鮭」が目立つ。

以上の諸事実は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（UNDRIP）で謳った世界の先住民族の各種先住権の内、河川での漁業権に関する幕末の「東蝦夷地」におけるアイヌの先住権（サケ・マスの捕獲権）の史実関係を明確に示している。